

福島県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画

令和3年3月

福島県危機管理部

## 目 次

1	計画策定の趣旨	1 p
2	基本目標	1 p
3	対象施設	1 p
	(1) 施設分類及び施設名	
	(2) 施設の現況	
4	計画期間	2 p
5	対策の優先順位の考え方	2 p
6	対策内容と実施時期	3 p
7	計画期間内の経費の見込み（年次計画）	4 p
8	個別施設計画（施設毎）	
	(1) 檜葉原子力災害対策センター	5 p
	(2) 南相馬原子力災害対策センター	7 p
	(3) 消防学校	9 p
	(4) 消防防災航空センター	12 p
	(5) 防災行政無線中継局	14 p

## 1 計画策定の趣旨

平成29年3月に策定した福島県公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づき、危機管理部が所管する建物施設について、個別施設計画（以下「計画」という。）を策定します。

## 2 基本目標

### ①供給目標

（建物機能の維持）

当部保有の建物は、原子力災害への対応施設、消防職員や消防団員の教育施設、広域的に救急・救助を行う施設、防災通信施設など、県民の生命・財産を守るために重要な施設であることを踏まえ、現状の建物機能を維持しながらその保有を図ります。

### ②財務目標

（財政負担の軽減・平準化）

今後県税収入などの自主財源の大幅な増加が見込めない中で、限られた予算内での維持管理を効率的に行っていくため、予防保全を前提とした計画保全により建物の長期使用を行い、中長期的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

（維持管理経費の縮減）

建物のライフサイクルコストにおいて大きなウエイトを占める維持管理経費を縮減するため、光熱水費の縮減を図るとともに、適切な維持管理に努め、太陽光発電や省エネルギー等の新技術の積極的導入を図ります。

### ③品質目標

（建物性能の向上）

省エネルギー機器や太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入するとともに、耐震性能やバリアフリー化等の建物性能の向上を図り、県民にとって安全で快適性に優れ、良質な行政サービスを効率的に提供できる建物づくりを目指します。

## 3 対象施設

計画の対象施設は、危機管理部が所管する全ての施設とします。

### (1) 施設分類及び施設名

施設分類（小分類）	施設名
単独庁舎	楢葉原子力災害対策センター 3,842.37 m <sup>2</sup>
	南相馬原子力災害対策センター 3,842.37 m <sup>2</sup>
	消防学校 9,355.24 m <sup>2</sup>
	消防防災航空センター 2,003.76 m <sup>2</sup>
防災無線施設	防災行政無線中継局（9施設） 664 m <sup>2</sup>

## (2) 施設の現況

施設の保有量は、令和2年度末現在で13施設、延べ床面積19,707.74㎡となっており、施設分類では単独庁舎がその約97%を占めています。

また、単独庁舎は平成の中期、防災無線施設は昭和の終期に建設されたものが多いため、今後必要となる老朽化対策が喫緊の課題となっています。

表1 施設の保有状況

施設分類（小分類）	延べ床面積	保有割合
単独庁舎	19,043.74 m <sup>2</sup>	96.63%
防災無線施設	664.00 m <sup>2</sup>	3.37%
合計	19,707.74 m <sup>2</sup>	100.00%

## 4 計画期間

計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、5年毎に見直しを行います。

## 5 対策の優先順位の考え方

各施設について、緊急修繕が必要となる部位及び積み残し分（適正な保全時期に行うべき改修の未実施分のうち、早急に改修が必要なもの）を最優先に対策を実施します。また、各点検（表2）により建物の状態を確認し、施設の将来の方向性に基づいて、それぞれの実情に応じた対策を行っていきます。

原則として、表3に示す(1)の施設のうち、平成の中期に建設されたことから、今後の修繕の必要性が高まる施設を中心に、その利用頻度等を勘案して対策を行うこととしますが、(2)の施設について修繕等が必要になった場合は、防災行政無線の運用に支障がでないよう、その対策を最優先に行うこととします。

表2 点検等の種類

点検等	内容
日常点検	日常的に行う点検
法定点検	建築基準法第12条に基づく定期点検 各法令で点検が義務付けられている設備等の点検
劣化度調査	福島県県有建物長寿命化指針に基づく県有施設劣化度点検チェックシートによる点検

表3 施設分類ごとの対策の考え方

施設分類（小分類）	対策の考え方
(1) 単独庁舎	施設利用者の安全確保を第一とし、危険箇所の修繕等を行います。 施設の必要性、重要性、老朽化等を総合的に勘案し、対策と優先順位について検討します。
(2) 防災無線施設	災害対策業務に不可欠な施設であるため、防災行政無線の運用に支障が出ないように、修繕等が必要になった場合には、最優先で対策を行います。

## 6 対策内容と実施時期

福島県県有建物長寿命化指針及び県有建物長寿命化計画書作成マニュアルに基づき建物構造別に目標使用年数を設定し、適正な時期に各対策を行います。

また、福島県県有建築物の耐震改修計画及び福島県県有建築物の非構造部材減災化計画に基づき、建物の耐震化及び非構造部材減災化を必要に応じて対策を講じていきます。

建物構造		目標使用年数
非木造	鉄筋コンクリート造	70年
	鉄骨鉄筋コンクリート造	70年
	鉄骨造	70年

### (1) 大規模改修工事

建築から目標使用年数までの中間時期に行います。

### (2) 部分修繕

建物や設備に不具合が生じた場合には、その都度に修繕を行う必要がありますが、多くの設備機器の耐用年数が15年から20年程度であるため、計画においては、計画的に設備更新や部品交換などの部分的な修繕を行うものとしします。

また、大規模改修工事にて行う項目の中で部位別の耐用年数が建築から目標使用年数までの中間時期以前の場合には、適宜、計画的に部分的な修繕を行うものとしします。

### (3) 建替工事

将来的に施設を継続する場合、目標使用年数が経過する前に建物の劣化度状況を確認の上、建替を検討します。建替の際は基本的に規模を縮小し、他の施設との統合についても検討します。

#### (4) 解体工事

用途を廃止し有効活用の見込みがない建物については、土地の処分に向け建物を解体するなどの条件整備を進めます。

### 7 計画期間内の経費の見込み（年次計画）

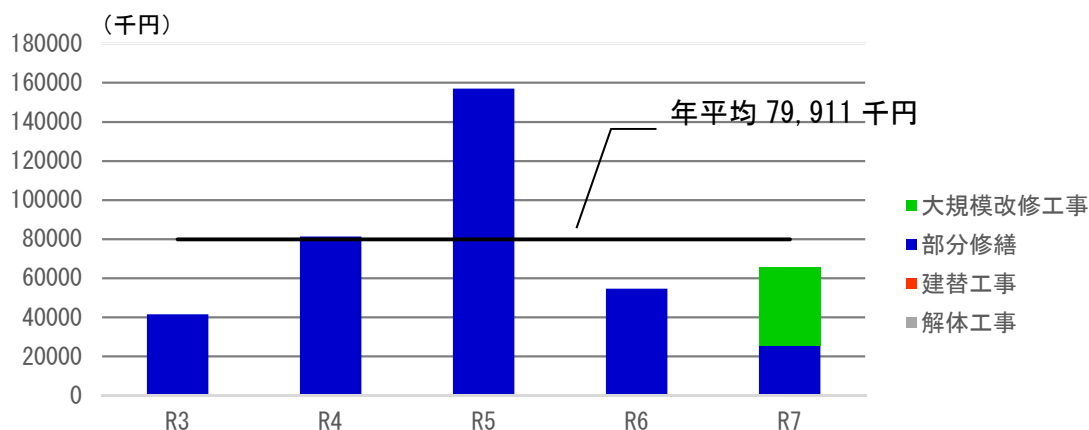
計画期間内の経費の見込みは表4のとおりです。経費が集中する期間については、財政負担の軽減・平準化を図るものとします。

表4 計画期間内の経費の見込み（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大規模改修工事	0	0	0	0	40,000
部分修繕	41,421	81,204	157,044	54,646	25,241
建替工事	0	0	0	0	0
解体工事	0	0	0	0	0

	計画期間（R3～R7）
合計	399,556千円
年平均額（R3～R7）	79,911千円/年

図1 計画期間内の経費の見込み



※ 現時点での計画の概算値です。